

調査項目（公共用水域）

人の健康の保護に関する項目 （以下、「健康項目」※ ¹ という。） （27項目）	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(6-Cr)、砒素(As)、総水銀(T-Hg)、アルキル水銀(R-Hg)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(MC)、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
生活環境の保全に関する項目 （以下、「生活環境項目」※ ¹ という。） （13項目）	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、底層溶存酸素量(底層DO)
要監視項目 （32項目）	人の健康の保護に係る項目(27項目)：クロロホルム※ ² 、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、 <i>p</i> -ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA 水生生物の保全に係る項目(6項目)：クロロホルム※ ² 、フェノール、ホルムアルデヒド、4- <i>t</i> -オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール
特殊項目(2項目)	フェノール類、全クロム(T-Cr)
その他項目 （22項目）	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)、オルトリン酸態リン(PO ₄ -P)、溶解性オルトリン酸態リン、濁度、電気伝導度、塩化物イオン(Cl ⁻)、メチレンブルー活性物質(MBAS)、全有機炭素(TOC)、クロロフィル-a、トリハロメタン生成能、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能、2-メチルイソボルネオール(2-MIB)、ジェオスミン、フェオフィチン、有機態窒素、塩分、ケイ酸態ケイ素、VSS、ふん便性大腸菌群数
底質(12項目)	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(6-Cr)、全クロム(T-Cr)、砒素(As)、総水銀(T-Hg)、アルキル水銀(R-Hg)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、全亜鉛、強熱減量、硫化物

※1 「健康項目」及び「生活環境項目」は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている項目です。

※2 人の健康の保護に係る項目及び水生生物の保全に係る項目で重複しています。